

協定項目番号	23-14	合併協定項目	各種事務事業（ごみ・し尿処理関係）の取扱い	専門部会名	環境部会	分科会名	環境分科会 し尿分科会
調整の方針（案）		1 廃棄物処理計画については、合併時に再編統一する。 2 一般廃棄物処理業等許可事務については、合併時に再編統一する。ただし、既に許可済みの者については、新市に引き継ぐものとする。 3 ごみ収集事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。					
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
廃棄物処理計画		観音寺市一般廃棄物処理計画 策定年度 平成16年度 目標年次 平成20年度 （環境や合併等諸条件の大きな変動がない限り5年毎に見直し）	大野原町一般廃棄物処理計画 策定年度 平成9年度 目標年次 平成20年度 （概ね5年毎に見直し）	豊浜町一般廃棄物処理計画 ・一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理、生活廃水処理） 策定年度 平成14年度 目標年次 平成23年度 （5年毎に見直し）			
一般廃棄物処理業等許可事務		・許可申請者 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者 上記について更新を申請する者 ・有効期限 2年 ・許可手数料 1件につき5,000円	・許可申請者 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者 上記について更新を申請する者 ・有効期限 2年 ・許可手数料 無料	・許可申請者 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者 上記について更新を申請する者 ・有効期限 2年 ・許可手数料 無料			
ごみ収集事業		・収集方式 ステーション収集方式 ・ステーション数 可燃ごみ 700箇所 不燃ごみ 250箇所 乾電池 110箇所 ・分別の種類・回数 可燃ごみ 家庭系 週2回 事業系 出さないよう指導 不燃ごみ 資源ごみ ベットボトル 月2回 空缶類 月2回 びん類 月2回 乾電池 随時（不燃ステーションに回収箱設置） 紙類 新聞週2回、段ボール月2回 資源化予定ごみ ビニール、プラスチック類 なし 破碎埋立ごみ 焼却灰 週2回 その他不燃ごみ(蛍光灯等) 月2回 粗大ごみ 月2回（不燃ごみと同時） ・収集体制 直営方式（職員27名、臨時6名） ・直接持込ごみ 処理手数料 随時受付（区分による制限なし） 車両トン数により、 家庭系200円～、事業系1,000円～ 家電4品目運搬手数料 1台につき2,000円	・収集方式 ステーション収集方式 ・ステーション数 可燃ごみ 167箇所 不燃ごみ 4箇所 乾電池 ・分別の種類・回数 可燃ごみ 家庭系 週2回 事業系 一般廃棄物許可業者へ 不燃ごみ 資源ごみ ベットボトル 月2回 空缶類 月2回 びん類 月2回 乾電池 随時（農協Aコープ等に回収箱設置） 紙類 なし 資源化予定ごみ ビニール、プラスチック類 月2回（一部では月3回） 破碎埋立ごみ 焼却灰 月1回 その他不燃ごみ(蛍光灯等) 月2回 粗大ごみ なし ・収集体制 委託方式 ・直接持込ごみ 家庭系粗大ごみのみ月2回受付 200キログラムまで500円 100キログラム増すごとに200円 家電4品目運搬手数料 1台につき2,000円	・収集方式 ステーション収集方式 ・ステーション数 可燃ごみ 200箇所 不燃ごみ 70箇所 乾電池 不燃ごみ扱い ・分別の種類・回数 可燃ごみ 家庭系 週2回 事業系 出さないよう指導 不燃ごみ 資源ごみ ベットボトル 月2回 空缶類 月2回 びん類 月2回 乾電池 月2回（不燃ごみと同時） 紙類 月1回 資源化予定ごみ ビニール、プラスチック類 月2回 破碎埋立ごみ 焼却灰 週2回 その他不燃ごみ(蛍光灯等) 月2回 粗大ごみ なし（豊浜町保健衛生推進協議会が年2回実施） ・収集体制 直営方式（職員4名） （ただし、アルミ缶、スチール缶、透明ビン、茶ピンは許可業者へ委託） ・直接持込ごみ 受付しない 家電4品目運搬手数料 1台につき2,000円			

協定項目番号	23-14	合併協定項目	各種事務事業（ごみ・し尿処理関係）の取扱い	専門部会名	環境部会	分科会名	環境分科会 し尿分科会
調整の方針（案）		<p>4 指定ごみ袋については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。</p> <p>5 衛生組合については、合併時に統合できるよう調整に努める。</p>					
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
指定ごみ袋		-	<p>・大野原町指定ごみ袋（可燃ごみ専用）</p> <p>大野原町衛生組合が販売事業を実施</p> <p>価格</p> <p>大 300円/10枚</p> <p>小 250円/10枚</p> <p>販売場所</p> <p>大野原町役場住民課窓口、町内たばこ販売店等</p>	-			
衛生組合		<p>観音寺市衛生組合連合会</p> <p>目的</p> <p>衛生組合相互の緊密な連携のもとに市民保健の増進と環境衛生の向上を図り健康で住みよい社会の建設に資すること</p> <p>事務局 観音寺市役所生活環境課内</p> <p>総会 年1回（5月末）</p> <p>会費 20円/世帯</p> <p>事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 組織の育成強化 <ul style="list-style-type: none"> 研修会、講習会参加 広報活動の強化 顕彰事業の推進 生活環境の整備と美化運動の推進 <ul style="list-style-type: none"> 家庭排水路及び集積所の消毒並びに散乱ゴミ清掃の実践活動の推進 河川清掃等の推進、空カン等の投げ捨て防止、資源ゴミの回収運動の推進 ゴミ分別収集の推進 各種保健事業への積極的な参加と協力の推進 <ul style="list-style-type: none"> 健康診査並びに各種検診の受診率を高め、健康の保持増進を図る。 健康教室への参加を呼びかけ、成人病に対する知識と理解を深める。 市保健センターの積極的な利用を呼びかけ、自己健康管理の啓蒙と推進を図る。 地区献血推進協議会を中心に、献血に対する理解と協力を広く呼びかけ、地域ぐるみで助け合いを推進する。 野犬による被害を防止するため、撲滅に組織ぐるみで協力する。 	<p>大野原町衛生組合</p> <p>目的</p> <p>町民の自主的組織活動を推進し、町の基本行政を犯すことなく町当局の環境衛生並びに町民の福祉行政を支援して健康で明るく住みよい大野原町を建設すること</p> <p>事務局 大野原町役場住民課内</p> <p>総会 年1回（4月末）</p> <p>会費 1,000円/戸</p> <p>事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 地区組織の啓蒙増進 衛生思想の普及向上 会員の健康と福祉の増進 指導者の養成 公衆衛生、環境衛生、母子衛生等の研究調査 優良施設、器具、共同防除薬剤等の推奨及び斡旋並びに必要に応じてその助成措置 その他本会の事業達成のための必要な事業 	<p>豊浜町保健衛生推進協議会</p> <p>目的</p> <p>単位推進会相互の緊密な連携のもとに町民の保健衛生の向上をはかり、健康で住みよい豊浜町の建設に寄与すること</p> <p>事務局 豊浜町役場住民生活課内</p> <p>総会 年1回（5月末）</p> <p>会費 なし</p> <p>事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 町民の保健衛生知識の啓蒙と増進 公衆衛生思想の普及と推進 指導者の育成 優良施設、器具薬剤などの推奨と斡旋 町、保健所等保健行政に対する協力 その他本会の目的達成に必要な事業 			

協定項目番号	23-14	合併協定項目	各種事務事業（ごみ・し尿処理関係）の取扱い	専門部会名	環境部会	分科会名	環境分科会 し尿分科会
調整の方針（案）		<p>6 犬、猫等の死骸処理事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>7 最終処分場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>8 ごみ減量等推進事業については、合併時に再編統一する。</p> <p>9 生ごみ処理機購入費助成事業については、合併時に再編統一する。</p>					
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
犬、猫等の死骸処理事務		犬、猫等の死骸処理事務 市道、農道、集落道等は、職員が対応 国・県等の管理地については、原則として管理者へ連絡	犬、猫等の死骸処理事務 町道、農道、自治会道等は、職員が対応 国・県等の管理地については、原則として管理者へ連絡	犬、猫等の死骸処理事務 町道、農道、自治会道等は、職員が対応 国・県等の管理地については、原則として管理者へ連絡 直接連絡を受けた場合は職員が対応			
最終処分場		観音寺市伊吹清掃センター 観音寺市伊吹町82番地 埋立地面積 570㎡ 平成11年度より閉鎖	大野原町一般廃棄物最終処分場 大野原町大字五郷内野々乙12-1 埋立地面積 5,600㎡ ・粗大ごみの受付（毎月2回） ・井出浚え土砂の受付（4、5月） ・その他公共施設からの臨時ゴミ 大野原町梅花廃棄物埋立処分地 大野原町大字丸井2241-18 埋立地面積 18,105㎡ 平成11年度に埋立完了	豊浜町大谷最終処分場 豊浜町大字和田甲3721番地外 埋立地面積 4,200㎡ 平成10年度より閉鎖			
ごみ減量等推進事業		観音寺市廃棄物減量等推進審議会 15名以内 ・識見を有する者 ・各種団体の代表者 任期 2年 啓発活動 ごみの抑制、再利用、水切りの推進については広報、インターネット、チラシ等により周知	啓発活動 ごみの抑制、再利用、水切りの推進については、衛生組合総会において周知	啓発活動 ごみの抑制、再利用、水切りの推進については広報、ケーブルテレビ、チラシ等により周知			
生ごみ処理機購入費助成事業		目的 本市におけるごみ減量化推進の一環として、食品の調理残等の有機性ごみを、乾燥させる方式又は生ごみを微生物により分解する方式の生ごみ処理機械を設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付し、もって一般家庭から排出される生ごみの減量化を図ること。 対象 市内に住所を有する世帯（事業所を除く。）で、次に掲げる生ごみ処理機を、市内の販売業者から購入し設置する者 (1)生ごみを乾燥させる方式の処理機 (2)生ごみを微生物により分解する方式の処理機 補助内容 1基につき購入金額の1/3、1世帯につき1基 (ただし20,000円を限度とする)		目的 本町における廃棄物の適正処理の一環として、生ごみ（台所廃棄物をいう。）の排出減量を図るため、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の購入者に対して予算の範囲内において補助金を交付し、もって住民の生活環境の向上に寄与する。 対象 本町に住所を有し豊浜町保健衛生推進協議会長が認めた生ごみ処理容器及び生ごみ処理機を購入し、申請者の町内の所有地に設置するもの 補助内容 ・生ごみ処理機 1個につき購入金額の1/3、1世帯につき1個 (ただし20,000円を限度とする)			

協定項目番号	23-14	合併協定項目	各種事務事業（ごみ・し尿処理関係）の取扱い	専門部会名	環境部会	分科会名	環境分科会 し尿分科会
調整の方針（案）	<p>10 集団資源回収助成事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。</p> <p>11 し尿処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>						
集団資源回収助成事業	<p style="text-align: center;">観音寺市</p> <p>・リサイクル推進組織資源回収補助事業</p> <p>目的 観音寺市における廃棄物の再資源化を促進するため資源回収を行うリサイクル推進組織に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、ごみの減量化を図ること</p> <p>対象 市長が認めたリサイクル推進組織</p> <p>補助内容 紙類：ダンボール、新聞・チラシ、雑誌・・・1kgあたり4円 牛乳パック・・・1kgあたり8円 金物：古鉄・・・1kgあたり5円 繊維・・・1kgあたり2円 ビン類：生ビン・・・1本当たり1円、駄ビン・・・1kgあたり6円 （逆有償分については、同時に補助）</p>	<p style="text-align: center;">大野原町</p> <p>・資源回収補助事業</p> <p>目的 大野原町における廃棄物の再資源化を促進するため、町立学校PTA組織が行う資源回収に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、ごみの減量化を図ること。</p> <p>対象 町長が認めたPTA組織</p> <p>補助内容 紙類（ダンボール、新聞・チラシ、雑誌、牛乳パック） ・・・1kgあたり3円 布類（衣類・古布） ・・・1kgあたり3円 （逆有償分については、同時に補助）</p> <p>・空き缶リサイクル補助事業</p> <p>目的 大野原町における空き缶の再資源化を促進するため、地区単位の資源ゴミを回収するゴミ減量推進団体に対し、予算の範囲内で、リサイクル費用の一部を補助金として交付し適正な空き缶の処理を図ること。</p> <p>対象 ゴミ減量推進団体</p> <p>補助内容 空き缶（アルミ缶） ・・・1kgあたり5円</p>	<p style="text-align: center;">豊浜町</p> <p>・ごみ減量化促進事業補助事業</p> <p>目的 豊浜町における廃棄物の再資源化を促進するための資源回収を行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、ごみの減量化を図ること。</p> <p>対象 町長が認めた団体</p> <p>補助内容 紙類（ダンボール、新聞・チラシ、雑誌）・・・1kgあたり5円 （逆有償分については、同時に補助）</p>				
し尿処理施設	<p>観音寺市衛生センター</p> <p>所在地 観音寺市瀬戸町4丁目2番3号</p> <p>処理能力 48kl/日</p> <p>処理方式 膜分離高負荷脱窒素処理方式</p> <p>整備年度 平成10年度～平成12年度</p> <p>観音寺市伊吹クリーンセンター</p> <p>所在地 観音寺市伊吹町82番地</p> <p>処理能力 1.7kl/日</p> <p>処理方式 膜分離高負荷脱窒素処理方式</p> <p>整備年度 平成14年度～平成15年度</p>		<p style="text-align: center;">三豊南部環境衛生組合し尿処理施設</p> <p>所在地 豊浜町大字和田浜1626 1</p> <p>処理能力 54kl/日</p> <p>処理方式 高負荷脱窒素処理+高度処理（砂ろ過+活性炭吸着）</p> <p>整備年度 昭和63年度～平成元年度</p> <p>構成団体 豊浜町、大野原町、山本町、財田町</p> <p>負担割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理場の設置 負担総額の20/100均等割、80/100人口割 ・し尿処理場の管理及び運営 負担総額の10/100人口割、90/100前年の処理実績量割 <p>（人口割に用いる人口は、当該予算の属する会計年度の地方交付税の算定に用いる国勢調査人口による）</p>				

協定項目番号	23-14	合併協定項目	各種事務事業（ごみ・し尿処理関係）の取扱い	専門部会名	環境部会	分科会名	環境分科会 し尿分科会																								
調整の方針（案）	12 し尿・浄化槽汚泥処理については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。																														
		観音寺市		大野原町		豊浜町																									
し尿・浄化槽汚泥処理	<p>内容</p> <p>し尿・浄化槽汚泥廃棄物を収集運搬し、観音寺市衛生センター・観音寺市伊吹クリーンセンターに搬入処理する。</p> <p>方式</p> <table border="0"> <tr> <td>生し尿</td> <td>委託方式（業者2社）</td> </tr> <tr> <td>浄化槽汚泥</td> <td>許可方式</td> </tr> <tr> <td>収集委託料（生し尿）</td> <td>99円/10ℓ</td> </tr> <tr> <td>処理手数料（生し尿）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本料金</td> <td>250円（汲取り1回につき）</td> </tr> <tr> <td>従量料金</td> <td>109円/10ℓ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">浄化槽汚泥については、業者と浄化槽設置者間による契約により、市は徴収せず。</td> </tr> <tr> <td>し尿処理施設使用料</td> <td>8円/10ℓ</td> </tr> </table>		生し尿	委託方式（業者2社）	浄化槽汚泥	許可方式	収集委託料（生し尿）	99円/10ℓ	処理手数料（生し尿）		基本料金	250円（汲取り1回につき）	従量料金	109円/10ℓ	浄化槽汚泥については、業者と浄化槽設置者間による契約により、市は徴収せず。		し尿処理施設使用料	8円/10ℓ	<p>内容</p> <p>し尿・浄化槽汚泥廃棄物を収集運搬し、三豊南部環境衛生組合し尿処理施設に搬入処理する。</p> <p>方式</p> <table border="0"> <tr> <td>生し尿</td> <td>許可方式</td> </tr> <tr> <td>浄化槽汚泥</td> <td>許可方式</td> </tr> <tr> <td>収集委託料</td> <td>72円/10ℓ</td> </tr> <tr> <td>処理手数料</td> <td>140円/10ℓ</td> </tr> </table>					生し尿	許可方式	浄化槽汚泥	許可方式	収集委託料	72円/10ℓ	処理手数料	140円/10ℓ
生し尿	委託方式（業者2社）																														
浄化槽汚泥	許可方式																														
収集委託料（生し尿）	99円/10ℓ																														
処理手数料（生し尿）																															
基本料金	250円（汲取り1回につき）																														
従量料金	109円/10ℓ																														
浄化槽汚泥については、業者と浄化槽設置者間による契約により、市は徴収せず。																															
し尿処理施設使用料	8円/10ℓ																														
生し尿	許可方式																														
浄化槽汚泥	許可方式																														
収集委託料	72円/10ℓ																														
処理手数料	140円/10ℓ																														
<p>【先進地事例】</p> <p>・日光地区合併協議会（平成18年3月20日合併予定）</p> <ol style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理計画については、合併時は現行どおりとし、合併後に速やかに新計画を策定する。 ごみの排出・収集運搬体制については、現行どおり存続する。 ごみステーションに関することについては、合併時は現行どおりとし、合併後に再編する。 指定ごみ袋制度に関することについては、合併時は現行どおりとし、平成20年度から指定ごみ袋制度に移行する。 ごみ減量化対策については、合併時は現行どおりとし、合併後に再編する。 ごみ資源化対策（啓発活動・排出抑制）については、合併時は現行どおりとし、合併後に再編する。 ごみ資源化対策（容器包装リサイクル法関連）については、合併時は現行どおりとし、合併後に再編する。 省略 し尿の収集及び処分については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に委託に統一する。ただし、足尾町については、当分の間現行どおり（直営）とし、一定の時期に委託へと移行する。委託料については合併翌年度に再編する。浄化槽汚泥の収集及び処分については、現行どおりとする。 <p>・新城市・鳳来町・作手村合併協議会（平成17年3月31日以前合併予定）</p> <p>…… ごみ・し尿処理関係事業の取扱いについて、次のとおり提案するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ごみ・資源の収集については、当面現行のとおりとし、合併後速やかに調整する。 ごみ・資源の分別については、統一の方向で合併時までに調整する。 粗大ごみの取扱いは、統一の方向で合併時までに調整する。 一般廃棄物最終処分場は新市に引き継ぐ。 一般廃棄物処理計画については、新市において調整し策定する。 <p>・総社市・山手村・清音村合併協議会（平成17年3月22日合併予定）</p> <ol style="list-style-type: none"> ごみの収集については、現行のまま新市に引き継ぐ。 指定ごみ袋については、販売価格等を調整し、合併時に統一したごみ袋を作成する。 省略 資源ごみ回収推進団体報奨金については、山手村及び清音村の例により調整する。 し尿の収集運搬については、合併後も当分の間は現行どおりとし、随時調整する。 																															